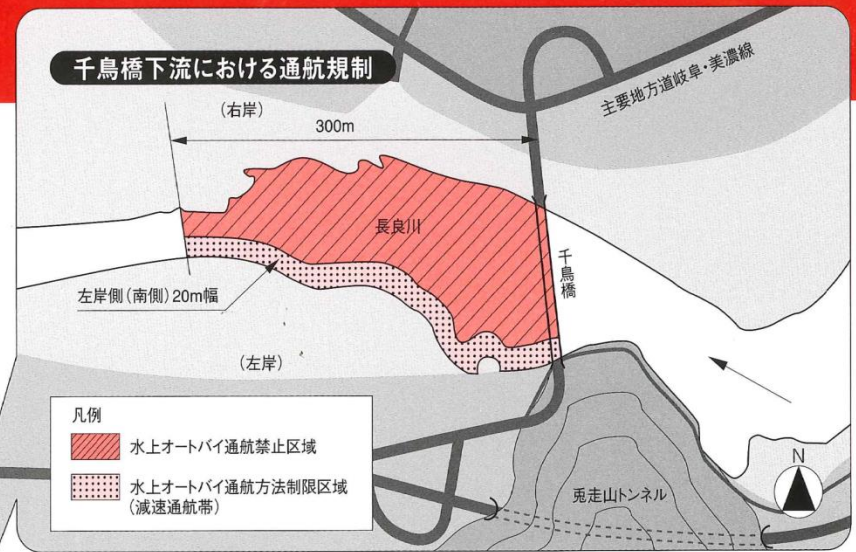
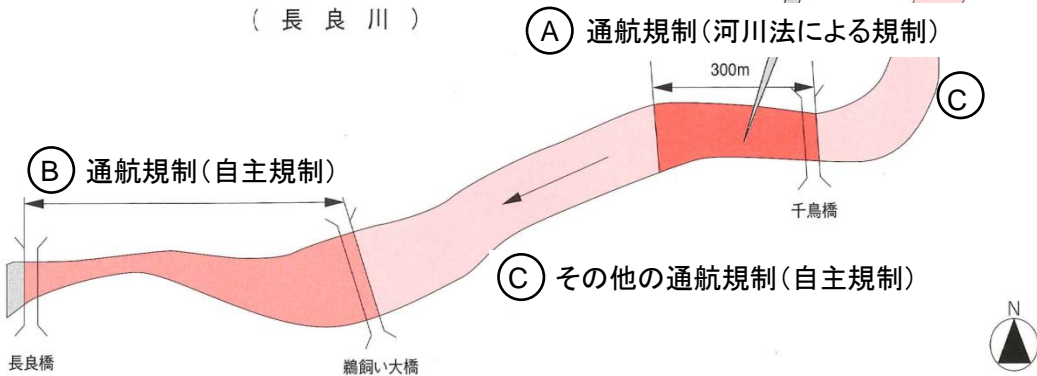


水上オートバイの規制について



長良橋～藍川橋間における通航規制

(長良川)



水上オートバイの通航ルール

- ① 通航規制(河川法による規制)
 - 区 間:千鳥橋から下流300m
 - 規制内容:5月1日から10月31日まで終日通航禁止
 - ただし、左岸側(南側)20m幅は減速通航帯
 - 違反した場合は、河川法の規定により罰せられます。
- ② 通航規制(自主規制)
 - 区 間:長良橋から鶺鴒い大橋まで
 - 規制内容:年間を通じて終日通航禁止
- ③ その他の通航規制(自主規制)
 - 区 間:長良橋から藍川橋までの上記以外の区間
 - 規制内容:年間を通じて、午後5時から翌日の午前11時まで通航禁止

川を利用している他の人の邪魔をしないこと。

漁業関係者の邪魔をしないこと。

ゴミは持ち帰り、河川を汚さないこと。

安全通航に心がけること。